

令和7・8年度 入札参加資格審査申請の手引き (測量及び設計コンサルタント等業務業者用)

提出書類チェックリスト 提出前に再度ご確認ください。

※ ◇印は添付書類省略の対象です。詳細は「9 添付書類の省略について」をご覧ください。

<p>申請書類等</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 様式1 申請書 ※押印不要<input type="checkbox"/> 様式2 契約営業所情報一覧表 ※本店契約の場合不要<input type="checkbox"/> 様式3 入札希望等一覧表 (県内-1 / 県外-2)<input type="checkbox"/> 様式4 技術資格者一覧表<input type="checkbox"/> 様式5 代表者・役員等調書<input type="checkbox"/> 様式6 資本・人的関係のある関連業者 届出調書<input type="checkbox"/> 受付票<input type="checkbox"/> 参考資料 所属技術者数調べ ※土木コンサル、補償コンサルのみ <p>写真</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 主たる営業所 →<input type="checkbox"/> 外観…看板が確認できるもの →<input type="checkbox"/> 内部…机、椅子及び帳簿が確認できるもの	<p>写し</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 登記事項証明書 ※法人の場合<input type="checkbox"/> 営業に関し法律上必要な登録証明書<input type="checkbox"/> 現況報告書副本 ※国交省に建設/地質調査/補償コンサルタントの登録をしている場合<input type="checkbox"/> 測量業者登録申請書及び別表 ※県外業者かつ航空測量希望者の場合<input type="checkbox"/> 技術資格者の常勤性確認書面 ※県外業者のみ◇ 技術資格者の資格者証 ※県外業者のみ<input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税の納税証明書 ※審査基準日において証明日が3か月以内のもの →下記いずれか その3 … 要税目指定 その3の2 … 個人用 その3の3 … 法人用<input type="checkbox"/> 誓約書兼同意書 (和歌山県税に未納がないこと) ※県内に営業所を有する場合 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 直近1年事業年度における財務諸表 (損益計算書及び貸借対照表)<input type="checkbox"/> 契約に係る委任状 ※押印不要 ※契約等を営業所に委任する場合<input type="checkbox"/> 申請に係る委任状 ※押印不要 ※代理申請の場合<input type="checkbox"/> 返信用封筒 (切手貼付)
---	--

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課

《 目 次 》

1 入札参加資格審査.....	2
2 入札参加に必要な資格.....	2
3 申請方法（郵送）.....	4
4 入札参加資格審査における受付期間、審査基準日及び資格認定期間.....	5
5 問い合わせ先.....	5
6 申請に必要な書類（申請書、添付書類、関係書類）.....	6
7 入札参加資格審査申請書の記入要領（測量・コンサル）.....	9
【様式 第1号】令和7・8年度 入札参加資格審査申請書.....	9
【様式 第2号】契約先営業所情報一覧表.....	10
【様式 第3-1号】入札希望等一覧表（和歌山県内業者）.....	11
【様式 第3-2号】入札希望等一覧表（和歌山県外業者）.....	12
【様式 第4号】技術資格者一覧表（和歌山県外業者）.....	13
【様式 第5号】代表者・役員等調書.....	15
【様式 第6号】資本・人的関係のある関連業者届出調書.....	16
【受付票】.....	23
8 添付書類についての注意点.....	23
9 添付書類の省略について.....	24
10 参考資料 所属技術者数調べについて.....	25
11 申請後について.....	25
■ 和歌山県内の支店、営業所等の登録申請について.....	26
12 申請書等の記入例について.....	27
（1）様式 第1号.....	28
（2）様式 第2号.....	30
（3）様式 第3-1号.....	31
（4）様式 第3-2号.....	32
（5）様式 第4号.....	33
（6）様式 第5号.....	34
（7）様式 第6号.....	35
（8）受付票.....	36
（9）参考資料 所属技術者数調べ.....	37
13 和歌山県内の支店、営業所等の登録申請書.....	38
14 誓約書（和歌山県内の支店、営業所等の登録申請に係るもの）.....	39

1 入札参加資格審査

和歌山県が発注する測量及び設計コンサルタント等業務の入札への参加を希望する方は、入札参加資格審査の申請を行い、資格の認定を受ける必要があります。申請書の記入方法については、この手引きの「7 入札参加資格審査申請書の記入要領（測量・コンサル）」に従って記入してください。

また、申請に際しては、申請書の他に添付していただく書類もありますので、同じくこの手引きの「6 申請に必要な書類（申請書、添付書類、関係書類）」及び「9 添付書類の省略について」に従ってください。

なお、本申請では、業者を以下の定義に従い区分します。

「県内業者」…和歌山県内に主たる営業所(本社・本店)を有する業者

「県外業者」…和歌山県外に主たる営業所(本社・本店)を有する業者

最後に、表紙のチェックリストで、書類漏れがないか再度ご確認の上、提出してください。

2 入札参加に必要な資格

審査を受けるためには、次に掲げる（1）から（15）のいずれにも該当しないことが要件となります。

また、県外業者はこれに加えて、希望する業務に応じて（16）から（19）の要件を満たした場合のみ当該業務に係る資格審査を申請することができます。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な法定代理人の同意を得ているものは除く。）、破産者で復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次のアからキまでのいずれかに該当することとなった日から起算して、2年を経過しない者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の行為をした者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ 上記アからカまでのいずれかの規定により入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 消費税若しくは地方消費税又は和歌山県内に営業所のある者にあつては和歌山県税（その滞納処分費を含む。）に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第41条第1項に基づく更生手続の開始が決定された者及び民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第33条第1項に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）
- (4) 申請者、申請者の役員等若しくは契約営業所代表者又は法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が、暴力団関係者等又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である者
- (5) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (6) 会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条に規定する再生

- 手続開始の申立てがなされている者で、当該手続開始の決定を受けていない者
- (7) 入札参加資格審査申請書及び添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - (8) 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終了し、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過した者を除く。）
 - (9) 和歌山県内の公共機関（刑法第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者
 - (10) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
 - (11) 前2号のいずれかに該当した後、審査基準日時時点で1年を経過しない者
 - (12) (4) 又は(7) に該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消の日から5年を経過しない者
 - (13) 主たる営業所（本社・本店）が下記に定める基準を満たさない場合で、県の指導に従わない者
 - ア 屋外に商号又は屋号を掲載した看板を掲げている。
 - イ 帳簿等（契約書又は注文書及び請書）を営業所に整備して保存している。
 - ウ 不適切な転送を行っていない電話を有している。
 - エ 特定の目的のため臨時で置かれる工事事務所、作業所等又は単なる事務連絡のために置かれている事務所ではない。
 - オ 机、椅子を設置している。
 - カ トイレ、水道施設、電気設備（照明）、パソコン等を設置している。
 - キ 営業（接客、契約等）を行うための場所（スペース）を有している。
 - ク 営業（接客、契約等）を行うための備品を有している。
 - ケ 独立性を有している。

（注）オからクまでの要件については、各々の要件を満たしていない場合に、真にやむを得ない理由があると技術調査課長が認めた場合には、要件を満たした営業所とみなすことができる。
 - (14) 測量業務の入札参加を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けていない者
 - (15) 建築工事の設計、監理業務の入札参加を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けていない者

～ 以下(16)から(19)まで県外業者要件 ～

- (16) 土木関係建設コンサルタント業務の入札参加を希望する者は、属する技術士を5名以上有していること
- (17) 建築関係建設コンサルタント業務の入札参加を希望する者は、属する1級建築士を20名以上有すること
- (18) 補償関係コンサルタント業務の入札参加を希望する者は、属する補償業務管理者又は補償業務管理士を合わせて5名以上有すること。この場合において、補償業務管理者である者で補償業務管理士を兼ねる者の人数については、1名として取扱う。
- (19) 測量業務（航空測量）の入札参加を希望する者は、測量法第55条の2第1項第5号により、航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）を主として請け負う測量の種類としている者であり、属する測量士を10名以上有すること

重要 入札参加条件等について(ご注意ください)

入札に参加するためには入札参加資格の認定を受けるだけでなく、全ての業務の入札参加条件及び個別の発注業務ごとの入札参加条件を満たす必要があります。

詳細につきましては和歌山県ホームページ内に掲載している新公共調達制度パンフレット「建設工事に係る委託業務（設計・調査・測量）の新公共調達制度」をご覧ください。

① 和歌山県内の支店・営業所等の登録申請

入札参加を希望する**県外業者**は、入札参加資格申請（以下「本申請」という。）とは別に、和歌山県が実施する建設工事に係る委託業務（設計・調査・測量）の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」につき、入札参加前に認定申請を行い、認定を受けていなければなりません。

支店、営業所等の登録を希望される場合は、今回の入札参加資格申請と併せて登録申請をしていただくようお願いします。

※「■ 和歌山県内の支店、営業所等の登録申請書について（27頁）」及び

和歌山県技術調査課 HP「支店、営業所等の登録申請の受付について」を参照してください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/eigyousyo/index.html>

② 「一般業務認定審査部会」における同等能力の認定

新規に入札参加資格認定を受けた方、または受けようとする方は、入札参加する業務の受注実績を十分確認してください。**実績を持たない場合、「一般業務認定審査部会」において同等能力の認定が必要となります。**

実績を持たず、同等能力の認定も受けていない場合は、個別の入札案件に参加することはできませんので、ご注意ください。

※認定申請書の受付期間（令和6年度）：令和7年2月上旬頃を予定

※申請先：和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 企画調査班

電話 073-441-3085

3 申請方法（郵送）

次頁に記載している受付期間中に、下記の送付先に、申請書類等と返信用封筒（返信先住所、商号及び担当者氏名を記入し、切手を貼ったもの）を書留郵便で郵送してください（受付期間最終日までの消印のあるものが有効です。郵便料金に不足がないよう十分確認してください。）。

※返信用封筒に入れるのは、受付票及び書類に不備があるときの連絡票のみです。それだけの場合は、長型3号封筒及び110円切手が必要です。それ以外に申請者独自の書類の返送を希望される場合は、それに必要な金額の切手を貼付してください。

書類送付先

〒640-8585 ※住所記入不要

和歌山県庁 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 建設業班 あて

※電子申請については申請の手引き（電子申請版）を参照してください。

※持参による申請書類の提出は御遠慮いただくようお願いします。

4 入札参加資格審査における受付期間、審査基準日及び資格認定期間

区分	受付期間	審査基準日	資格認定期間	対象
定期受付	令和7年1月7日 ～ 令和7年1月28日	令和7年1月1日	令和7年6月1日 ～ 令和9年5月31日	県内業者 県外業者
追加受付 (第1回)	令和7年6月13日 ～ 令和7年6月26日	令和7年6月1日	令和7年9月1日 ～ 令和9年5月31日	県内業者 のみ
追加受付 (第2回)	令和7年9月12日 ～ 令和7年9月25日	令和7年9月1日	令和7年12月1日 ～ 令和9年5月31日	県内業者 のみ
追加受付 (第3回)	令和7年12月12日 ～ 令和7年12月25日	令和7年12月1日	令和8年3月1日 ～ 令和9年5月31日	県内業者 のみ
追加受付 (第4回)	令和8年3月13日 ～ 令和8年3月26日	令和8年3月1日	令和8年6月1日 ～ 令和9年5月31日	県内業者 県外業者
追加受付 (第5回)	令和8年6月12日 ～ 令和8年6月25日	令和8年6月1日	令和8年9月1日 ～ 令和9年5月31日	県内業者 のみ
追加受付 (第6回)	令和8年9月11日 ～ 令和8年9月24日	令和8年9月1日	令和8年12月1日 ～ 令和9年5月31日	県内業者 のみ

5 問い合わせ先

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 建設業班
 TEL 073-441-3064
 FAX 073-428-1810

6 申請に必要な書類（申請書、添付書類、関係書類）

（1）申請書・添付書類・関係書類

ア 申請書

- ① 令和7・8年度入札参加資格審査申請書（測量及び設計コンサルタント等業務業者）（様式第1号）
- ② 契約先営業所情報一覧表（様式 第2号）
【本社（店）で契約する場合は、提出不要】
- ③ 入札希望等一覧表（様式 第3-1号又は第3-2号）
〔県内業者は様式第3-1号、県外業者は様式第3-2号の提出が必要です。〕
- ④ 技術資格者一覧表（様式 第4号）
〔県内業者は提出不要、県外業者は提出が必要です。〕
- ⑤ 代表者・役員等調書（様式 第5号）
- ⑥ 資本・人的関係のある関連業者届出書（様式 第6号）
〔該当がない場合は、該当のない旨を記入して要提出〕
- ⑦ 参考資料 所属技術者数調べ〔土木関係コンサルタント又は補償関係コンサルタント業者のみ提出が必要です。〕
- ⑧ 受付票

イ 添付書類 ※一部省略可能なものがあります。「9 添付書類の省略について」をご覧ください。

- ① 消費税及び地方消費税の納税証明書
〔その3、その3の2又はその3の3のいずれか**（写し）**。審査基準日において証明日が3か月以内のもの。〕
- ② 和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書
〔県内業者及び県外業者で和歌山県内に営業所（支店・営業所等）のある者が提出対象者です。〕
- ③ 直近1年の事業年度における財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- ④ 登記事項証明書の写し（証明日が審査基準日において証明日が3か月以内のもの。申請者が法人の場合提出が必要です。）
- ⑤ 営業に関し法律上必要な登録証明書等の写し
- ⑥ 現況報告書の副本の写し
〔国土交通省に建設コンサルタント、地質調査業者又は補償コンサルタントの登録をしている者のみ〕
- ⑦ 技術資格者一覧表（様式第4号）に記載した者の常勤性が確認できる書面の写し
【**県外業者のみ提出が必要**】
 - a 日本年金機構が発行する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
（算定基礎届を提出後に加入された者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（以下の例にならい、マスキング（黒塗り）を施してください。）
なお、健康保険組合の発行する標準報酬決定通知書では受付を行いません。
 - b 高齢者等で厚生年金に加入できない者については、健康保険被保険者証（所属先がわかるもの。マスキング（黒塗り）を施してください。）又は住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

健康保険証の写し及び標準報酬決定通知書の写しのマスキングの例

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号 09-997
事業所番号 88899

被保険者整理番号	被保険者氏名	*1 適用年月	決定後の標準報酬月額		*1 生年月日	*2 種別
			(健保)	(厚年)		
1	和歌山 太郎	R1.4	200千円	200千円	S55.4.10	第一種
5	紀州 花子	R1.4	300千円	300千円	S30.3.4	第二種
6	橋本 三郎	R1.4	400千円	400千円	H20.3.4	第一種

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和
※2 種別 第一種:男性 第二種:女性 第三種:坑内員 特例第一種:男性(基金加入) 特例第二種:女性(基金加入)
特例第三種:坑内員(基金加入)

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和2年7月18日
日本年金機構理事長
(和歌山東年金事務所)



健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号 [マスキング]
事業所番号 [マスキング]

被保険者整理番号	被保険者氏名	*1 適用年月	決定後の標準報酬月額		*1 生年月日	*2 種別
			(健保)	(厚年)		
[マスキング]	和歌山 太郎	R1.4	200千円	200千円	S55.4.10	第一種
[マスキング]	紀州 花子	R1.4	300千円	300千円	S30.3.4	第二種
[マスキング]	橋本 三郎	R1.4	400千円	400千円	H20.3.4	第一種

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和
※2 種別 第一種:男性 第二種:女性 第三種:坑内員 特例第一種:男性(基金加入) 特例第二種:女性(基金加入)
特例第三種:坑内員(基金加入)

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和2年7月18日
日本年金機構理事長
(和歌山東年金事務所)



※健康保険証（写）提出の際は、必ず記号・番号および保険者番号を塗り潰すなどマスキングしてから提出してください。
 （詳細は厚生労働省ホームページ内「医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について」をご確認ください。）

- ⑧ 技術資格者一覧表（様式第4号）に記載した者の資格を有することを証する書面の写し
 資格者証については、その資格の業種・部門区分（道路、鉄道等）までわかるものを提出してください。
- ⑨ 主たる営業所（本社・本店）の外観の写真（看板を確認できるもの）及び内部の写真（机、椅子、帳簿などが確認できるもの）
- ⑩ 測量業者登録申請書及び別表の写し（県外業者で航空測量(測量業務)を希望する者が対象者です。）
- ⑪ 契約に係る委任状〔契約等を支店長などに委任する場合のみ。〕 **【任意の様式で作成してください。】**
- ⑫ 入札参加資格申請に係る委任状（代理申請の場合） **【任意の様式で作成してください。】**

ウ 関係書類

参考資料 所属技術者数調べについて

「土木関係建設コンサルタント業務」又は「補償関係コンサルタント業務」を申請する場合は、提出をお願いします。なお、記入した技術者数の資格や常勤の確認書類の添付は必要ありません。

(2) 提出部数

申請書、添付書類、関係書類 各1部

(紐綴じ又はクリップ留め。ファイルに綴じる必要はありません。)

(3) 申請書等の入手方法

以下のページからダウンロードしてください。

【URL】

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/nyusatusinsei/consul/index.html#nyusanshinsei>

7 入札参加資格審査申請書の記入要領（測量・コンサル）

- (1) 申請書は、必ず県の指定の様式（A4版、コピー可）を使用してください。
- (2) ダウンロードした様式に必要事項を入力して印刷したものを提出してください。記入する場合は、黒のボールペン（熱で消えないもの）を使用してください。
- (3) 記入については、下表の各項目についての説明を読み、記入例を参考にしてください。

【様式 第1号】令和7・8年度 入札参加資格審査申請書

1 受付番号	※ 記入不要です（行政庁記入欄）。
2 業者番号	※ 記入不要です（行政庁記入欄）。
3 本社（店）郵便番号	本社（店）所在地の郵便番号を記入してください。
4 本社（店）所在地	本社（店）の所在地を都道府県名から記入してください。「丁目」及び「番地」等の文字は「-」（ハイフン）を用いて記載してください。建物名、その階数、部屋番号等についても、登録を希望される場合は、この欄に入力してください。 【例：東京都千代田区霞が関5丁目9番9号 →東京都千代田区霞が関5-9-9 和歌山ビル】
5 商号又は名称	商号又は名称を記入してください。株式会社は <input type="checkbox"/> 株 <input type="checkbox"/> 、有限会社は <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> と記入してください。 また、上段には、商号又は名称をカタカナで記入してください。濁音（゜）及び半濁音（゜）は、1文字として記入してください。 【例：ギ <input type="checkbox"/> 又は <input type="checkbox"/> パ <input type="checkbox"/> 】
6 代表者の役職名	個人業者の場合 は、記入せず、 空白 にしてください。 法人の場合は、代表者の役職名のみを入力してください。 【例：代表取締役、代表取締役社長】
7 代表者氏名	代表者の氏名を記入してください。姓と名との間は1文字分あけてください。 【例：和歌山 太郎】
8 本社（店）電話番号	本社（店）の電話番号を記入してください。市外局番、市内局番及び番号との間は「-」（ハイフン）で区切ってください。
9 法人・個人区分	法人の場合は「1」を、個人業者の場合は「2」を記入してください。 また、法人の場合は、法人番号（13桁）を記入してください。
10 和歌山県と契約しようとする営業所	本社（店）で契約する場合は「1」を記入してください。 本社（店）以外の営業所で契約する場合は「2」を記入してください。また、契約する相手が代表者でなく、他の者に委任する場合も「2」を記入してください。 ※県内業者が契約営業所を本店と別に置く場合は、必ず県内に置いてください。

11 自己資本額	<p>「自己資本」とは、以下の額のことです。</p> <p>【法人の場合】貸借対照表における純資産合計の額</p> <p>【個人の場合】貸借対照表における純資産合計の額に、負債の部に計上されている準備金を加えた額</p> <p>なお、個人の場合で、貸借対照表を作成していない場合は、損益計算書の事業主利益（損失）の額を記入してください。</p>
12 営業年数	<p>創業の日から審査基準日までの期間を記載してください。なお、年数未满是切り捨ててください。もし、休業期間がある場合は、その期間を差し引いてください。</p> <p>【計算例：平成11年6月1日創業であって、審査基準日が令和7年1月1日の申請（定期申請の場合）を行う場合は、25年7か月となるため、「25年」と計算】</p> <p>また、創業の年月日を元号付きで記入してください。</p>
13 新規・継続区分	<p>平成24年度以降（定期受付・追加受付）において、和歌山県の入札参加資格が認定されていない場合（新規）は「1」、認定されたことがある場合（継続）は「2」を記入してください。</p>
14 申請事務担当者名・TEL	<p>申請事務の内容を把握している方（当該申請について問い合わせに対応する方）の氏名及び連絡先を記入してください。</p>
15 申請手続代行者名・TEL	<p>行政書士が書類を作成したときは、記入してください（押印必要）。</p> <p>【例： 行政書士 和歌山 花子】</p>
『添付書類の省略』	<p>添付書類の内、技術者の資格証について省略する場合に各項目及び矢印マークの省略理由の該当する□をチェックしてください。</p> <p>※県外業者のみ（県内業者は資格証の提出不要）</p> <p>※詳細は「9 添付書類の省略について」をご覧ください。</p>

【様式 第2号】 契約営業所情報一覧表

様式第1号「10 和歌山県と契約しようとする営業所」で「2」を選択した場合のみ提出が必要です（「1」を選択した場合、提出不要です。）。

商号又は名称	様式第1号の「5 商号又は名称」と同じです。
1 契約しようとする営業所の名称	<p>和歌山県と契約しようとする営業所の名称を記入してください。また、上段には、契約しようとする営業所の名称をカタカナで記入してください。濁音（゜）及び半濁音（゜）は、1文字として記入してください。</p> <p>【例： <input type="checkbox"/>ギ 又は <input type="checkbox"/>ハ】</p>
2 契約しようとする営業所の郵便番号	契約しようとする営業所の郵便番号を記入してください。

3 契約しようとする営業所所在地	<p>契約しようとする営業所の所在地を都道府県名から記入してください。「丁目」及び「番地」の文字は「-」（ハイフン）を用いて記載してください。建物名、その階数、部屋番号等についても、登録を希望される場合は、この欄に記入してください。</p> <p>【例：和歌山市小松原通1丁目1番 →和歌山県和歌山市小松原通1-1 県庁ビル2階】</p>
4 契約しようとする営業所代表者の役職名	<p>契約しようとする営業所代表者の役職名を記入してください。</p>
5 契約しようとする営業所の代表者氏名	<p>契約しようとする営業所代表者の氏名を記入してください。姓と名との間は1文字分あけてください。</p> <p>【例：紀州 次郎】</p>
6 契約しようとする営業所の電話番号	<p>契約しようとする営業所の電話番号を記入してください。市外局番、市内局番及び番号との間は「-」（ハイフン）で区切って記入してください。</p>

【様式 第3-1号】入札希望等一覧表（和歌山県内業者）

商号又は名称	様式第1号の「5 商号又は名称」と同じです。
入札希望	<p>入札参加を希望する業種・部門に「1」又は「2」を記入してください（希望しない場合は、空白にしてください。）。</p> <p>入札を希望する場合で、関係する登録（次の登録年月日参照）がされている場合は「1」を、関係する登録をしていない場合は「2」を記入してください。</p> <p>なお、測量業務の「測量一般」「地図の調製」「航空測量」と、建築関係建設コンサルタント業務の「建築一般」については、関係する登録をしていないと申請できません。</p>
登録年月日	<p>関係する登録等を受けている場合には、業種・部門区分ごとにその登録年月日を記入してください。申請日時点で有効期限が切れているものについては、記入することはできません。</p> <p>（更新申請中の場合は、更新前の登録年月日を記入の上、更新中である旨を記入し、更新後速やかに更新後の書類を提出してください。）</p>
<p>関係する登録とは、次のとおりです。</p> <p>測量業務・・・・・・・・・・・・・・・・ 測量法に規定する登録</p> <p>建築関係建設コンサルタント業務・・・建築士法に規定する登録</p> <p>土木関係建設コンサルタント業務・・・建設コンサルタント登録規程（S52.4.15 建設省告示第717号）</p> <p>地質調査業務・・・・・・・・・・・・ 地質調査業者登録規程（S52.4.15 建設省告示第718号）</p> <p>補償関係建設コンサルタント業務・・・補償コンサルタント登録規程（S59.9.21 建設省告示第1341号）</p>	

業種・部門ごとの直前1年間の実績額	<p>業種・部門ごとの直前の決算期における実績額について千円単位で記入してください。消費税込みの金額とします。</p> <p>なお、土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係建設コンサルタント業務については添付している現況報告書の内訳と、地質調査業務については現況報告書の合計額と、一致しているかどうか確認してください。</p> <p>※決算期の変更等により、現況報告書を1年間で複数提出している場合は、直近提出分の決算月より遡って12か月分の実績額を合算してください。この場合、参照する現況報告書を全て添付してください。</p>
技術者数	<p>会社に在籍する全技術者を対象に、以下の事項にご注意いただき、業務区分毎に評価する資格を持つ人数を記載してください（申請者による雇用者のみ対象）。</p> <p>◎1人で複数の資格を持つ場合、違う業務区分であれば、同一人物であっても業務区分毎に1名としてください。</p> <p>◎1人の技術士が同一業務区分において複数の資格を持つ場合は、上位の資格のみ（以下のそれぞれ前者）を記載対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★『測量』測量士が測量士補の資格を持っている場合 ★『建築コンサル』1級建築士が2級建築士の資格を持っている場合 ★『土木コンサル』技術士が認定技術管理者又はRCCMの資格を持っている場合 ★『地質調査』技術士が地質調査技士の資格を持っている場合 ★『補償コンサル』補償業務管理者が補償業務管理士の資格を持っている場合

【様式 第3-2号】入札希望等一覧表（和歌山県外業者）

商号又は名称	様式第1号の「5商号又は名称」と同じです。
入札希望	<p>入札参加を希望する業種・部門に「1」又は「2」を記入してください（希望しない場合は、空白にしてください。）。</p> <p>入札を希望する場合で、関係する登録（次の登録年月日を参照）がされている場合は「1」を、関係する登録をしていない場合は「2」を記入してください。</p> <p>なお、測量業務の「航空測量」と、建築関係建設コンサルタント業務の「建築一般」については、登録をしていないと入札参加を希望できません。</p> <p>【留意事項】</p> <p>① 測量業務 航空測量のみ申請ができます。ただし、申請には次の全ての要件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）を主として請け負う測量の種類として測量法に係る登録を受けていること ○会社全体で測量士が10名以上在籍していること <p>② 建築関係建設コンサルタント業務 申請には次のいずれの要件も満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築士法の規定による登録を受けていること（建築一般を希望する場合） ○1級建築士が会社全体で20名以上在籍していること

	<p>③ 土木関係建設コンサルタント業務 申請にあたっては次の要件を満たす必要があります。 ○技術士が会社全体で5名以上在籍していること</p> <p>④ 補償関係コンサルタント業務 申請にあたっては次の要件を満たす必要があります。 ○補償業務管理者及び補償業務管理士（同一人物が重複して申請することは認めない。）が会社全体で合わせて5名以上在籍していること</p>
登録年月日	<p>関係する登録等を受けている場合には、業種・部門区分ごとにその登録年月日を記入してください。申請日時時点で有効期限が切れているものについては、記入することはできません。 （更新申請中の場合は、更新前の登録年月日を記入の上、更新中である旨を記入してください。また、更新後速やかに更新後の書類を提出してください。）</p>
	<p>関係する登録とは、次のとおりです。</p> <p>測量業務・・・・・・・・・・ 測量法に規定する登録 建築関係建設コンサルタント業務・・・建築士法に規定する登録 土木関係建設コンサルタント業務・・・建設コンサルタント登録規程（S52.4.15 建設省告示第 717 号） 補償関係建設コンサルタント業務・・・補償コンサルタント登録規程（S59.9.21 建設省告示第 1341 号）</p>
業種・部門ごとの直前1年間の実績額	<p>業種・部門区分ごとの直前の決算期における実績額について千円単位で記入してください。消費税込みの金額とします。 なお、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係建設コンサルタント業務については、添付している現況報告書の内訳と一致させてください。 ※決算期の変更等により、現況報告書を1年間で複数提出している場合は、直近提出分の決算月より遡って12か月分の実績額を合算してください。この場合、参照する現況報告書を全て添付してください。</p>
技術者数	<p>会社に在籍する全技術者を対象に、以下の事項にご注意いただき、業務区分毎に評価する資格を持つ人数を記載してください（申請者による雇用者のみ対象）。</p> <p>【留意事項】 1人で複数の資格を持つ者の取り扱い ◎1人で複数の資格を持つ場合、違う業務区分であれば、同一人物であっても業務区分毎に1名として入力することができます。</p>

【様式 第4号】技術資格者一覧表（和歌山県外業者）

県外業者の方は、以下をご覧の上、記入してください。

（1）記載すべき人数

- ① 測量業務 測量士 **10名**
- ② 建築関係建設コンサルタント業務 1級建築士 **20名**
- ③ 土木関係建設コンサルタント業務 技術士 **5名**
- ④ 補償関係コンサルタント業務 補償業務管理者及び補償業務管理士 **計5名**

※記載すべき人数を超えて記載しないでください。

※記載した者の資格を有することを証する書面の写しを提出してください。

(2) 評価する資格

測量	・ 測量士
建築コンサルタント	・ 1級建築士
土木コンサルタント	・ 規程第3条第1号イに規定する技術士（都市計画及び地方計画部門のみ、技術管理者として認定された1級建築士も含む）
補償コンサルタント	・ 補償業務管理者 ・ 補償業務管理士

(3) 1人で複数の資格を持つ者の取り扱い

- ① 1人で複数の資格を持つ場合、違う業務区分であれば、同一人物であっても業務区分毎に1名として記載することができます。
- ② 土木関係建設コンサルタント業務における技術士
建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）により当該業種・部門区分以外の部門の技術管理者となっても対象となります。
ただし、複数の技術士資格がある場合は、いずれか1つを選択してください。例えば、同一人物で技術士【総合技術監理（建設一道路）】と技術士【建設（道路）】は道路で重複するため、どちらか1つを記載してください。
- ③ 補償関係コンサルタント業務における補償業務管理士
補償業務管理士は、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に基づくどの業種・部門区分の補償業務管理者となっても対象となります。
ただし、例えば、同一人物で補償業務管理者（土地調査）と補償業務管理士（土地調査）は土地調査で重複するため、どちらか1つを記載してください。

(4) 常勤性の確認書類

次のいずれかの書面で常勤性を確認できる者を技術資格者と認定します。

- ① 日本年金機構が発行する健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
（算定基礎届を提出後に加入した者については、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（マスクング（黒塗り））を施してください。）
なお、健康保険組合の発行する標準報酬決定通知書では受付を行いません。
- ② 高齢者等で厚生年金に加入できない者については、有効な健康保険被保険者証（所属先がわかるもの。マスクング（黒塗り）を施してください。）又は住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
※常勤確認書類には必ず「様式第4号」に対応した番号を記載してください。
※なお、当該申請の測量及び設計コンサルタント業者以外で雇用され技術者として常勤している者は技術資格者として認定しません。
※提出にあたっては、これらの添付資料に「ページ番号（ページごとに番号）」と「氏名番号（氏名の先頭に番号）」を記入し、「様式第4号」の当該技術者氏名に係る「番号欄」に添付資料のページ番号と氏名番号を必ず記入してください。

(5) 記入例

以下の場合の記入例を、様式3-2及び様式4の記載例に記載していますので、参考にしてください。ただし、当該記載例については、各業務区分に設定されている入札参加申請に必要な人数は満たしておらず、あくまでも記載における参考であることを予めご了承ください。

商号又は名称 氏名	関西和歌山土木コンサルタント（株） 保有する技術資格
①紀ノ川 太郎 （土木コンサル業務における地質部門の技術管理者）	測量士 測量士補 技術士【総合技術管理部門（応用理学及び地質）】

氏 名	保有する技術資格
②龍神 次郎 (土木コンサル業務における河川等部門における技術管理者)	1級建築士、2級建築士 認定技術管理者(河川、砂防及び海岸・海洋) 技術士【建設部門(道路)】 補償業務管理士(物件)
③岩出 花子 (補償コンサル業務における物件部門の技術管理者)	測量士 RCCM(道路) 補償業務管理者(物件)
④田辺 三郎 (土木コンサル業務における造園部門の技術管理者)	測量士補 技術士【建設部門(都市及び地方計画)】 RCCM(トンネル)
⑤南部 梅子 (補償コンサル業務における土地評価部門の技術管理者)	1級建築士 補償業務管理者(土地評価) 補償業務管理士(物件)
⑥九度山 四郎 (土木コンサル業務における道路部門の技術管理者)	2級建築士 技術士【総合技術監理部門(建設及び道路)】 技術士【建設部門(道路)】 地質調査技士
⑦海南 五郎 (地質調査業務における技術管理者)	2級建築士 技術士【応用理学部門(地質)】 RCCM(道路)
⑧新宮 十郎(管理建築士)	1級建築士

※本例では建築及び地質業務に係る技術者資格証の添付を関係報告書で確認可能として省略する場合を想定しています(様式第1号 記載例参照)。

【様式 第5号】 代表者・役員等調書

商号又は名称	様式第1号の「5 商号又は名称」と同じです。
氏 名	<p>上段にフリガナ、下段に漢字で氏名を記入してください。 (氏と名の間は一字あけてください。)</p> <p>○ 記入対象者</p> <p>① 個人事業者の場合：代表者</p> <p>② 法人の場合</p> <p>取締役(株式会社の役員をいう。)、業務を執行する社員(持分会社の業務を執行する役員をいう。)、これらに準ずる者(法人格のある各種の組合等の理事等をいう。)、顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上有する株主又は出資総額の100分の5以上に出資している者(個人に限る。)、契約営業代表者</p> <p>なお、いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は対象には含まれません。</p>
生年月日	生年月日を元号付きで記入してください。 【例：昭和30年1月1日】
性 別	「男性」または「女性」と記入してください。
役 名	役職名を記入してください。 なお、個人事業者の場合は、「代表」と記入してください。 【例：代表取締役、取締役】

【様式 第 6 号】 資本・人的関係のある関連業者届出調書

(1) 実施事項

条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査申請時及び資格認定後において、入札の適正さが阻害される恐れがある一定の資本関係又は人的関係（以下、「支配関係等」という。）を有する複数の申請者を把握するため、支配関係等がある他の条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格を有する者（申請中の者を含む。）（以下、「入札参加資格者」という。）の**有無に関わらず**資本・人的関係のある関連業者届出調書（様式第6号）を提出してください。支配関係等のある関連業者が**入札参加資格者でない場合**、その業者に関することは記入不要です。

(2) 支配関係等の認定

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者以上の関係

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者以上の関係

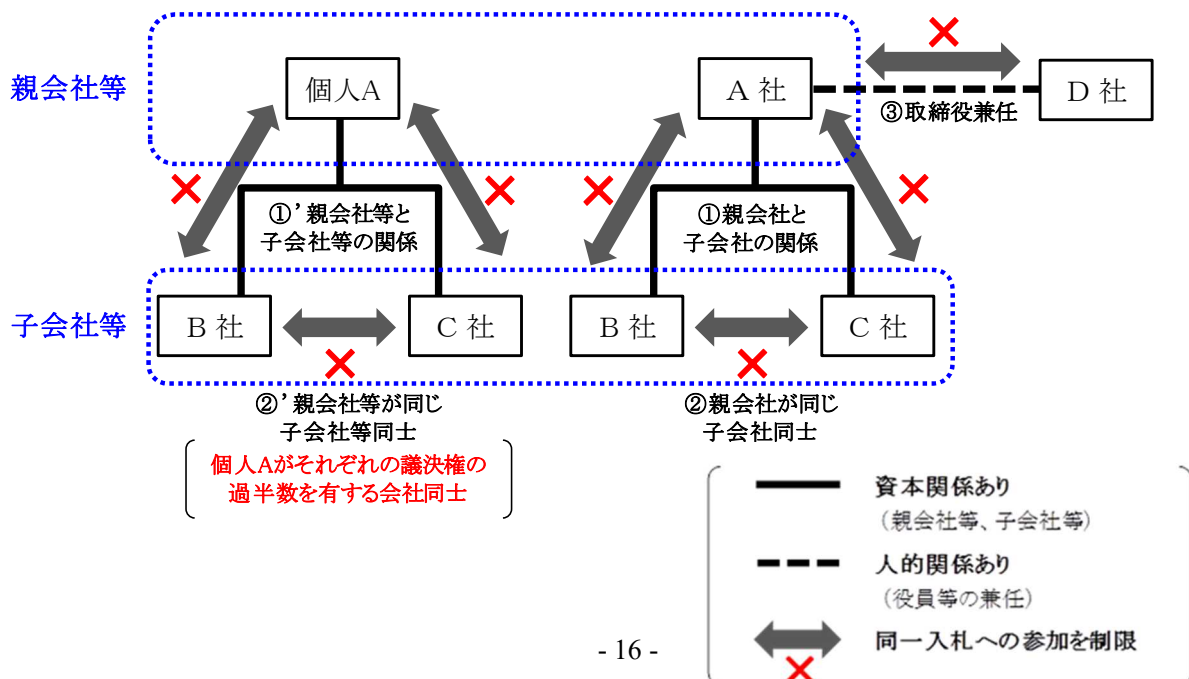
- ① 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合は除く。
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

- ① 複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人
- ② その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

なお、一方の共同企業体の構成員と他方の共同企業体の構成員に資本関係又は人的関係がある場合を含むものとする。

< イメージ図 >



(3) 申請者の報告手続

ア 入札参加資格申請時

別紙様式第6号を提出するものとする。

なお、複数の法人又は個人により構成される組合等については、申請時点の当該組合等に係る組合員名簿を添付してください。

イ 入札参加資格認定後

支配関係等の発生、変動及び解消、構成組合員等変更の都度速やかに県土整備部県土整備政策局技術調査課あて別紙様式第6号等を提出するものとする。

○親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等
会社法（平成17年法律第86号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令^{*1}で定めるものをいう。）

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令^{*2}で定めるもの

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

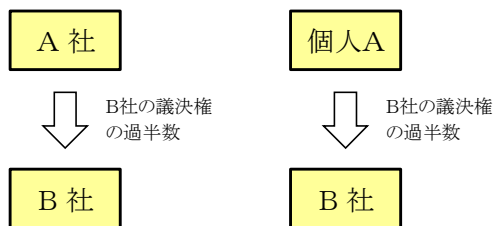
イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令^{*1}で定めるものをいう。）

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令^{*2}で定めるもの

※1 会社法施行規則第3条

※2 会社法施行規則第3条の2

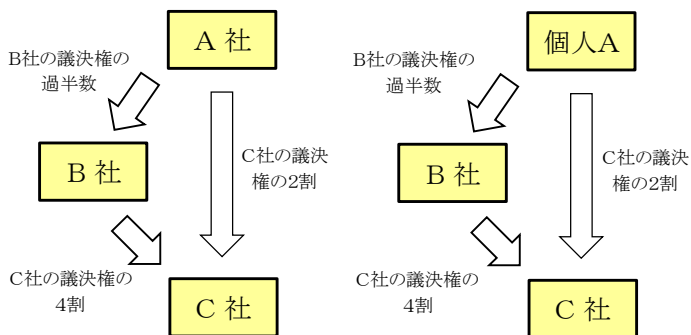
< ケース 1 >



A社(又は個人A)はB社の「親会社等」、B社はA社(又は個人A)の「子会社等」

	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社
B社	A社 個人A	—

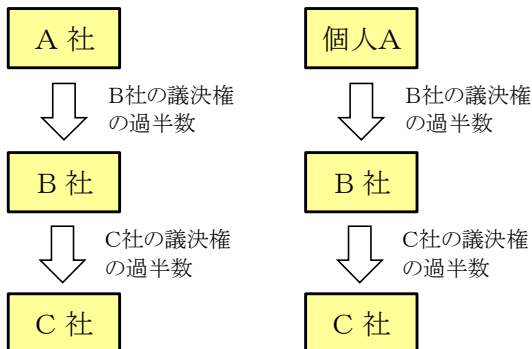
< ケース 2 >



B社はA社(又は個人A)の「子会社等」であり、親会社等であるA社(又は個人A)及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数(2割+4割)を有することから、会社法第2条の規定により、A社(又は個人A)はC社の「親会社等」と見なされ、C社はA社(又は個人A)の「子会社等」と見なされる。

	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社、C社
B社	A社 個人A	—
C社	A社 個人A	—

< ケース 3 >



B社はA社(又は個人A)の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社(又は個人A)はC社の「親会社等」と見なされ、C社はA社(又は個人A)の「子会社等」と見なされる。

	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社、C社
B社	A社 個人A	C社
C社	A社、B社 個人A	—

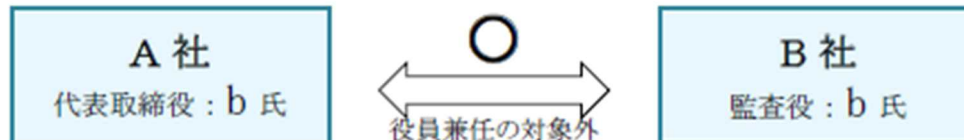
○役員 の定義

- 1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4 組合の理事
 - 5 その他業務を執行する者であつて、1から4までに掲げる者に準ずる者
 - 6 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
 - 7 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- ※ 監査役及び執行役員は「役員」の対象外。

< ケース 1 >



< ケース 2 >



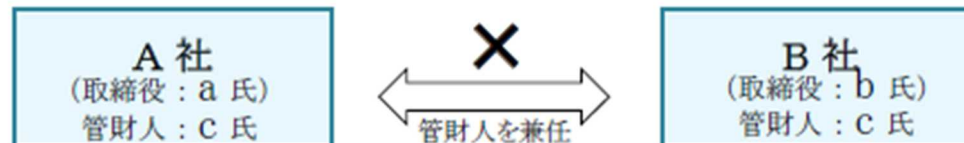
< ケース 3 >



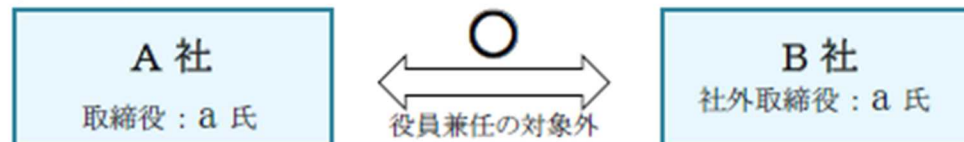
< ケース 4 >



< ケース 5 >



< ケース 6 >

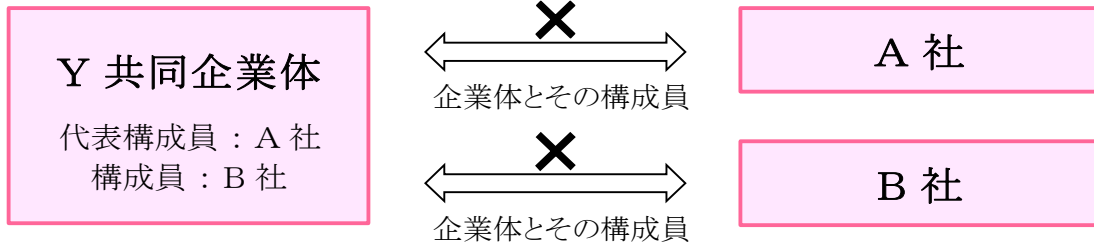


○共同企業体の取り扱い

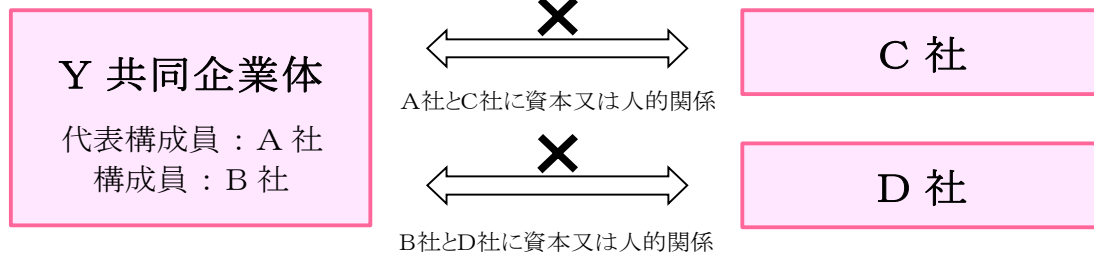
企業体の構成員は、その企業体の実質的な入札価格の決定権を持つことから、以下の場合、どちらかの共同企業体は、同一入札に参加できない。

- ・ 資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の共同企業体の代表構成員である場合
- ・ 一方がある企業体の代表構成員で、他方が別の企業体の代表構成員以外の構成員である場合
- ・ 一方がある企業体の代表構成員以外の構成員で、他方が別の企業体の代表構成員以外の構成員である場合

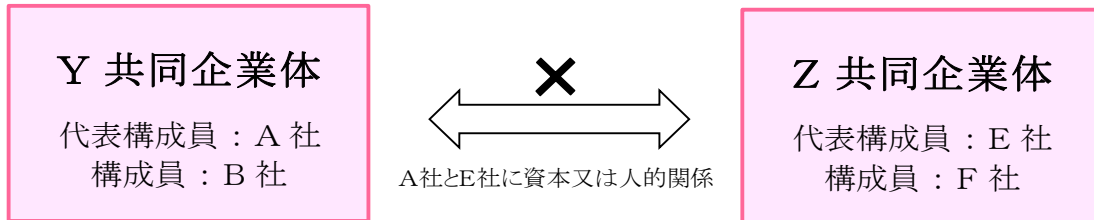
< ケース 1 >



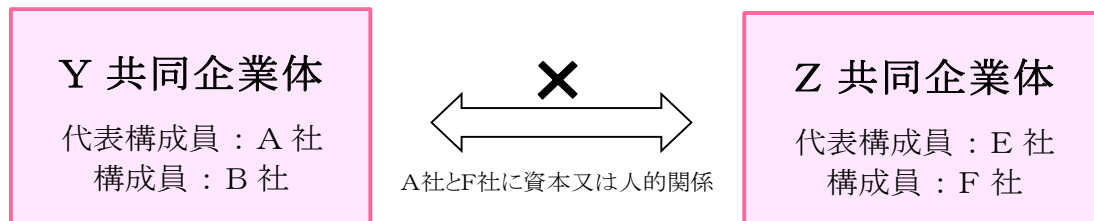
< ケース 2 >



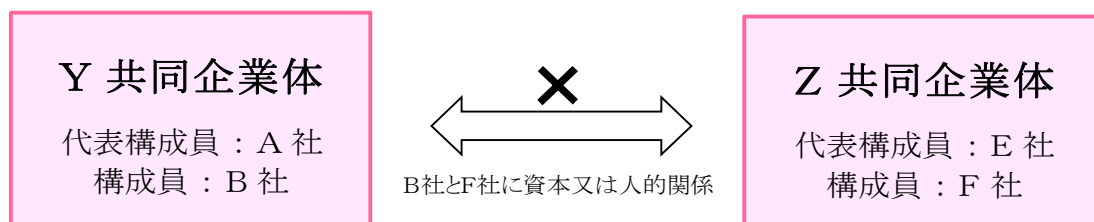
< ケース 3 >



< ケース 4 >



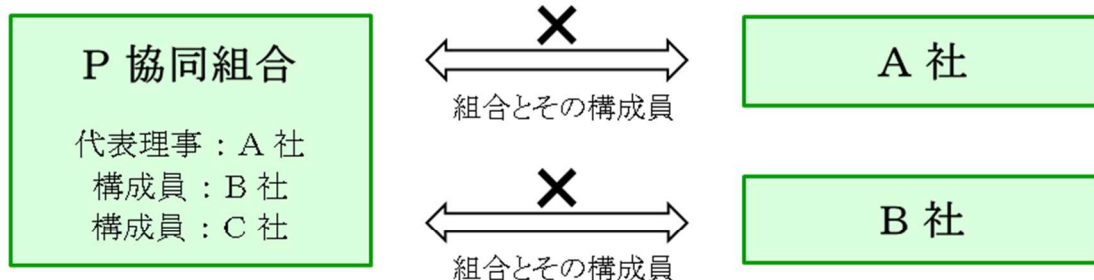
< ケース 5 >



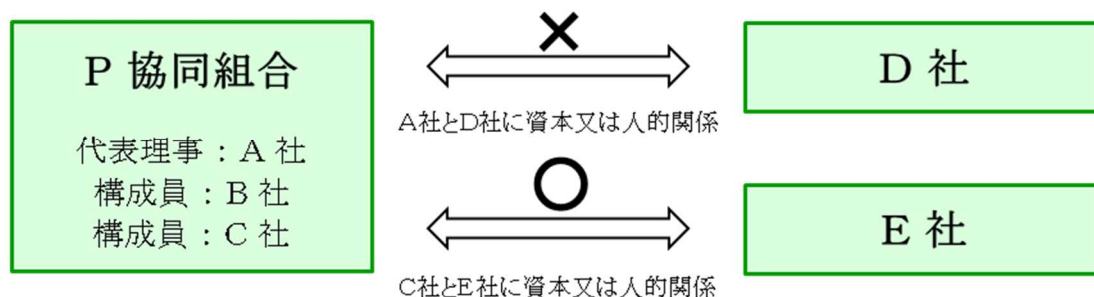
○組合等の取り扱い

組合等の代表者（会長や理事長、代表理事等）は、その組合における実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の組合等の代表者である場合は、どちらかの組合等は、同一入札に参加できない。ただし、組合等の代表者以外の構成員である場合は、この制限の対象外。

< ケース 1 >



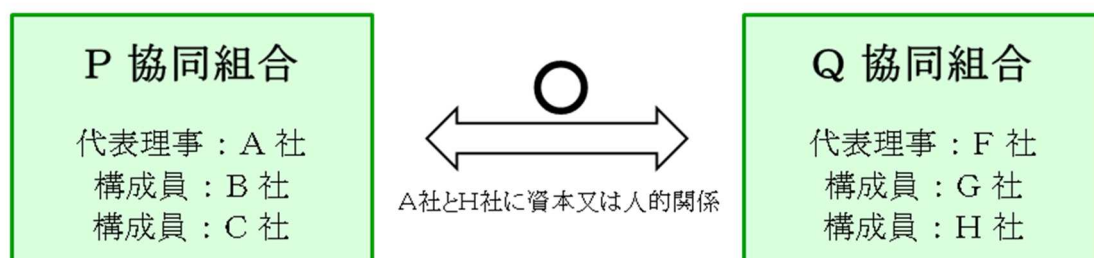
< ケース 2 >



< ケース 3 >

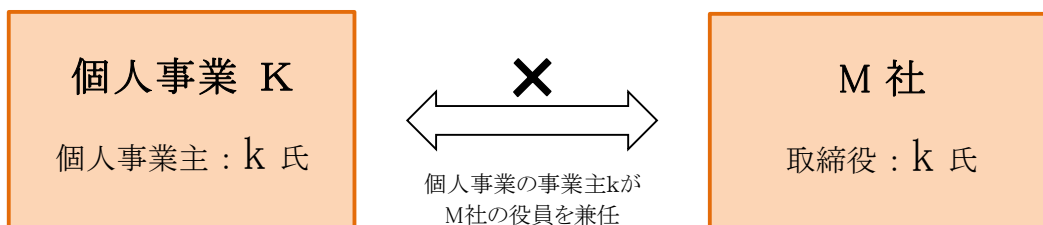


< ケース 4 >

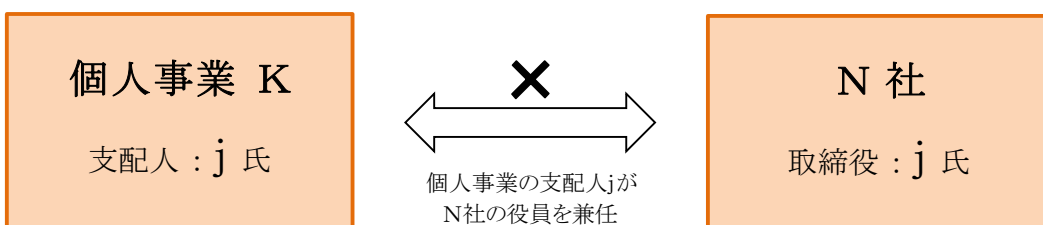


○その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合の例

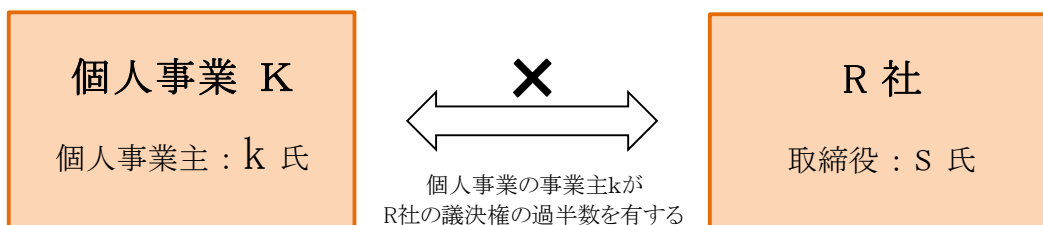
< ケース 1 >



< ケース 2 >



< ケース 3 > 親会社等、子会社等の関係



【受付票】

商号又は名称	様式第1号の「7 商号又は名称」と同じです。
--------	------------------------

8 添付書類についての注意点

◇印は添付書類省略の対象です。詳細は「9 添付書類の省略について」をご覧ください。

<p>① 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し） →下記いずれか その3 … 要税目指定 その3の2 … 個人用 その3の3 … 法人用</p>	<p>審査基準日において証明日が3か月以内のもの。 ※他の様式（その1など）では受付できません。</p> <p>電子納税証明書がスマートフォンからも取得できるようになりました。詳細は以下のページをご覧ください。 https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm</p>
<p>② 和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書</p>	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内業者 ・ 県外業者で和歌山県内に営業所（支店・営業所等）のある者
<p>③ 直近1年の事業年度における財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）</p>	<p>法人の場合は、貸借対照表と損益計算書は必須です。 個人の場合も、貸借対照表と損益計算書が必要ですが、税務申告時に貸借対照表を作成していない場合は、損益計算書（あるいは直前1年度分の所得税確定申告書の写し及び収支内訳書）だけを提出してください。</p>
<p>④ 登記事項証明書（写し）</p>	<p>審査基準日において証明日が3か月以内のもの。 法人の場合のみ必要です。</p>
<p>⑤ 営業に関し法律上必要な登録証明書等（写し）</p>	<p>審査基準日時点で有効なものの写しが必要です。また、有効期限が申請日から認定日（5頁参照。定期申請にあっては令和7年6月1日）の前日までである場合は、更新後速やかに提出してください。必要な登録とは、和歌山県内業者は【様式 第3号-1】の登録年月日、和歌山県外業者は【様式 第3号-2】の登録年月日に記載している「関係する登録」のことです。</p>
<p>⑥ 現況報告書の副本（写し）</p>	<p>国土交通省に建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタントの登録をしている方のみ必要です。各地方整備局の確認済の印が押されているものの写しを添付してください。（ただし、申請日時点で確認中の場合は、申請したものの写しを添付し、確認済後速やかに副本（写）を提出してください。） ※書類がばらけることのないよう、ホッチキスで二箇所止めするか、各ページに通し番号を入れてください。</p>
<p>⑦ 技術資格者一覧表（様式第4号）に記載した者の常勤性が確認できる書面（写し）</p>	<p>以下のいずれかの写しを添付してください。 いずれかの書類で確認できない場合は、入札参加資格審査上、技術資格者として評価しません。</p>

<p>◎県外業者のみ</p> <p>○<u>日本年金機構が発行する</u>健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（マスキング（黒塗り）を施してください。） （算定基礎届を提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書）</p> <p><u>なお、健康保険組合の発行する標準報酬決定通知書では受付を行いません。</u></p> <p>○高齢者等で厚生年金に加入できない者については、健康保険被保険者証（ただし所属先がわかるもの。マスキング（黒塗り）を施してください。）又は住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）</p> <p>※提出にあたっては、これらの添付資料に「ページ番号（ページごとに番号）」と「氏名番号（氏名の先頭に番号）」を記入し、「様式第4号」の当該技術者氏名に係る「番号欄」に添付資料のページ番号と氏名番号を必ず記入してください。</p>	
<p>⑧ 様式第4号に記載した者の資格を有することを証する書面（写し）</p> <p>◇ <u>土木、地質は現況報告書で建築又は設計等に関する業務の報告書で確認できる者は省略可能</u></p>	<p>資格名称欄に記載した資格について資格を有することが証明できる書面の写しを添付してください。認定管理技術者の場合は国土交通省発行の技術管理者認定通知書を添付してください。</p> <p>※提出にあたっては、資格者証に「様式第4号」の「番号」を記載してください。</p>
<p>⑨ 主たる営業所（本社・本店）の写真</p>	<p>外観の写真（看板の確認できるもの）及び内部（机、椅子、帳簿など）の写真</p>
<p>⑩ 測量業者登録申請書及び別表の写し</p>	<p>県外業者で測量業務の航空測量を希望する場合に必要です。</p> <p>測量業者として国土交通省に申請した、測量法施行規則第12条で規定する「測量業者登録申請書」及び「別表」の写しを添付してください。</p>
<p>⑪ 委任状（代理人を置く場合）</p>	<p>申請を代理人に委任する場合に必要です。</p> <p>様式は任意ですが委任者/受任者氏名、委任事項は必ず記載してください。</p>

9 添付書類の省略について

添付書類の一部について、以下の取扱いを認めます。

(2) の場合は、「様式第1号」に必要事項を記載してください。

(1) 各コンサルタント登録規程に基づく現況報告書の一部

各コンサルタント登録規程に基づく現況報告書のうち、以下のページは**添付不要**です。

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 完成業務原価報告書（法人の場合）
- 株主資本等変動計算書（ " ）

※類似のページである「**財務事項一覧表**」は**添付が必要**です。

(2) 技術職員の資格証

以下の書類で**氏名及び資格に係る情報が確認できる者**については、資格証等の添付は

不要です。

○**土木** **地質** … 現況報告書ホ「技術管理者」及びへ「技術士等一覧表」

○**建築** … 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書

第三面「所属建築士名簿」

→ 直近のもので、**所管庁の受付印が押印された第一面とセットで添付**してください（資格証を省略しない場合は本書類は不要です）。

※報告書に**含まれない者**及び報告書の内容と**現況が異なる者**については、**添付が必要**です。

※技術者の資格を確認するために、該当ページには付せん等を貼り付けてください。

1 0 参考資料 所属技術者数調べについて

「土木関係建設コンサルタント業務」又は「補償関係コンサルタント業務」を申請する方は作成してください。

申請書作成時点での所属技術者数を部門毎に記入してください。

資格者証の写しや常勤確認書類の提出は不要です。

1 1 申請後について

申請受付後、審査の上、受付票（申請者控）を同封いただいた返信用封筒で送付します。

「不足書類」の欄に何も記載がなく、受領した旨のチェックがあれば終了です。

不備がある場合には、「不足書類」の欄に、依頼事項を記載していますので、指定の期日までに補正の書類を郵送または電子メールで提出してください。期日までに補正の書類が提出されない場合は、資格の認定ができないことがありますので、ご注意ください。

また、受付票（申請者控）に記載している受付番号は、認定されるまでの間の識別番号となります。受付票（申請者控）を無くした場合は、問い合わせ等に回答できないこともあるので、ご注意ください。

申請書を提出した後、本店等の商号・所在地・電話番号・代表者又は受任者・登録を受けている業種の変更等があった場合は、変更届を提出してください。

様式及び必要な添付書類等は、以下のページに掲載しています。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/nyusatusinsei/consul/index.html>)

なお、電子メールで提出する場合は以下のとおり送付してください。

送付先	e0811004@pref.wakayama.lg.jp
件名	【測量・コンサル】入札参加資格審査不足書類提出分（○○） ※○○は商号又は名称を記載 例）【測量・コンサル】入札参加資格審査不足書類提出分（わかやまコンサル（株））
本文	以下の事項を本文に必ず入力してください。 ・申請日 ・受付番号（申請者控に記載しています）

【入札参加を希望する県外業者向け】

■ 和歌山県内の支店、営業所等の登録申請について

入札参加を希望する**県外業者**については、和歌山県が実施する建設工事に係る委託業務（設計・調査・測量）の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」について、認定を受けていなければなりません。

支店、営業所等の登録を希望される場合は、今回の入札参加資格申請と併せて、別紙様式により登録申請をしていただくようお願いいたします。

詳細な認定基準及び添付資料等は以下のとおりです。

和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」の認定基準

この基準は、「和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札における発注の取扱い基準」第4（1）②における支店、営業所等（以下「営業所等」という。）として認定するために必要な事項を定めるものである。

第1 営業所等の定義

（1）営業所等は、次に掲げる要件（以下、「営業所要件」という。）の全てを満たすものであること。

- ① 営業所等における地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による県民税及び事業税について、和歌山県に未納がないこと。
- ② 営業所等に恒常的に雇用している職員が1人以上常勤していること。
- ③ 営業所等に商号を表す看板等を表示し、事務を遂行するため必要な事務用品等が備わっていること。
- ④ 営業所等として独立性を有すること。

（2）前号③に規定する必要な事務用品等が備わっていることとは、机、椅子、電話等の事務用品及び電気等の設備が備わっており、その他の設備も含め、常時営業所等として利用していることが明確であることとする。

前号④に規定する独立性を有するとは、営業を行うための当該営業所等専用でかつ情報の機密性が保持された状態の場所を有していることとする。

第2 営業所等の登録（提出書類）

（1）営業所等を有する者は、県に営業所等の登録を申請書（別紙様式1）により申請することができる。

（2）登録を受ける内容は、県内の営業所等の所在地及び当該営業所等の責任者名とし、営業所要件を満たしていることを証明する資料及び誓約書（別紙様式2）を添付しなければならない。

（3）前号に規定する証明する資料とは、県民税及び事業税については納税証明書、常時雇用については雇用保険の保険証、有効な健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書の写し、看板等営業所等が実在することのわかる写真（事務所全景、看板、事務用品等の事務所内風景を写したもの）とする。

（4）和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札の入札参加条件における営業所等は、県に登録した営業所等とする。

（5）登録した者は、営業所等において営業所要件を満たさなくなった場合は、2週間以内に登録抹消の手続きをとらなければならない。

（6）正当な理由無く登録抹消の手続きをとらずに入札に参加し、落札した場合には、虚偽申請として厳格に対処する。

第3 営業所等の立入調査

- (1) 県は、登録又は申請された営業所等について、必要に応じて立入調査を実施することとし、営業所等の責任者は、特別の理由がない限り調査に協力しなければならない。
- (2) 県は、特別の理由がなく調査を拒否した場合又は営業所の定義を満たさないと判断した場合には、登録を取り消すことができる。

第4 適用

この取扱い基準は、令和6年12月2日以後に入札公告を行う委託業務について適用する。

1.2 申請書等の記入例について

(1) 様式 第1号

様式 第1号 (測量・コンサル用)		記載例	
令和7・8年度 入札参加資格審査申請書(測量及び設計コンサルタント等業務業者)		令和 7 年 1 月 7 日	
和歌山県知事 様			
令和7・8年度において、和歌山県において行われる建設工事に係る委託業務の入札に参加する資格の審査を申請します。 資格認定結果に係る和歌山県が定めた内容を和歌山県ホームページ等を通じて公表することを承諾します。			
次の事項について誓約します。			
・申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。 ・県が立入調査を実施することに承諾し、これに協力すること。 ・条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準第3条で規定する欠格事由に該当する者でないこと。 また、該当することとなった場合、認定を取り消されることを承諾します。			
1 受付番号(行政庁記入欄)	<input type="text"/>	(申請者は記入不要)	
2 業者番号(行政庁記入欄)	<input type="text" value="80"/> - <input type="text"/>	(申請者は記入不要)	
3 本社(店)郵便番号	<input type="text" value="100"/> - <input type="text" value="9999"/>		
4 本社(店)所在地 (都道府県名から全て記入)	<input type="text" value="東京都千代田区霞が関5-9-9"/> <input type="text"/> <input type="text" value="和歌山ビル"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
フリガナ	<input type="text" value="カンサイワカヤマドボクコンサルタント"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
5 商号又は名称	<input type="text" value="関西和歌山土木コンサルタント(株)"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
6 代表者の役職名	<input type="text" value="代表取締役"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
7 代表者氏名	<input type="text" value="和歌山太郎"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
8 本社(店)電話番号	<input type="text" value="03-0000-0000"/>		
9 法人・個人区分	<input type="text" value="1"/>	(法人は「1」、個人は「2」を記入)	
	法人番号(法人は記入) <input type="text" value="9999999999999999"/>		
	行政庁記入欄		
	何も記載しないでください。		

第1号②

記載例

商号又は名称 関西和歌山土木コンサルタント(株)

10 和歌山県と契約しようとする営業所

2 (本社(店)で契約する場合は「1」、その他の営業所で契約する場合は「2」を記入。「2」を選んだ場合は、必ず様式第2号も提出してください。)

11 自己資本額

, 8 3, 4 5 6 千円

「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額、個人にあつては貸借対照表における純資産合計の額に負債の部に計上されている準備金を加えた額。なお、個人で貸借対照表を作成していない場合は、損益計算書の事業主利益(損失)の額を記載してください。

12 営業年数

2 7 年 創業 平成 9 年 6 月 1 日

13 新規・継続区分

2 平成24年度から令和6年度までにおいて、和歌山県の入札参加資格が認定されていない場合(新規)は「1」、認定されている場合(継続)は「2」を記入。

14 申請事務担当者名・TEL

和歌山 次郎 TEL 090-1234-1234

15 申請手続代行者名・TEL

和歌山 花子 TEL 080-4321-4321

省略する書類をチェックしてください

添付書類の省略

- 技術職員の資格証 (該当する業務にチェック)
- 建設 …現況報告書中で確認できる者について添付を省略
- 地質 …同上
- 建築 …設計等の業務に関する報告書(第一面及び第三面)を別途添付

建築士免許証写しの添付を省略する場合は、報告書の添付が別途必要です。

(2) 様式 第2号

記載例

様式 第2号 (測量・コンサル用)

契約営業所情報一覧表

商号又は名称 関西和歌山土木コンサルタント(株)

以下は、様式第1号②の「10 和歌山県と契約しようとする営業所」で「2」を記入した場合のみ記入してください。

フリガナ	ワカヤマエイギョウシヨ
1 契約しようとする営業所の名称	和歌山営業所
2 契約しようとする営業所の郵便番号	640-8585
3 契約しようとする営業所所在地 (都道府県名から全て記入)	和歌山県和歌山市小松原通1-1 県庁ビル2F
4 契約しようとする営業所代表者の役職名	所長
5 契約しようとする営業所の代表者氏名	紀州次郎
6 契約しようとする営業所の電話番号	073-000-0000

(3) 様式 第3-1号

【様式 第3-1号】(測量・コンサル用)

入札希望等一覧表(和歌山県内業者)

記載例

商号又は名称 県内和歌山コンサルタンツ(株)

入札参加希望、登録年月日、直前1年間の実績額、技術職員数の状況

業務区分		入札希望	登録年月日	業種・部門ごとの直前1年間の実績額(消費税込)(千円)	技術者数(人)		
コード	業種・部門区分				測量士	測量士補	
1 測量業務							
101	測量一般 *	1	平成28年7月1日	10,500	2	1	
102	地区の調製 *						
103	航空測量 *	1	平成28年7月1日	2,100			
小 計				12,600			
2 建築関係建設コンサルタント業務					1級建築士	2級建築士	
201	建築一般 *	1	平成28年10月1日	80,532	3	2	
202	意匠						
203	構造	1	平成28年10月1日	3,263			
204	暖冷房	1	平成28年10月1日	2,100			
205	衛生						
206	電気						
207	建築積算						
208	調査						
小 計				85,895			
3 土木関係建設コンサルタント業務					技術士	認定技術管理者	RCCM
301	河川、砂防及び海岸・海洋	1	平成29年9月1日	34,600	3	1	0
302	港湾及び空港						
303	電力土木						
304	道路	1	平成29年9月1日	51,220			
305	鉄道						
306	上水道及び工業用水道						
307	下水道						
308	農業土木						
309	森林土木						
310	水産土木						
311	造園	1	平成29年11月1日	5,000			
312	都市計画及び地方計画	2		0			
313	地質	1	平成29年11月1日	10,220			
314	土質及び基礎						
315	鋼構造及びコンクリート						
316	トンネル	2		1,260			
317	施工計画、施工設備及び積算						
318	建設環境						
319	建設機械						
320	電気電子						
321	廃棄物						
小 計				102,300			
4 地質調査業務					技術士	地質調査技士	
401	地質調査	1	平成29年4月1日	32,011	2	1	
5 補償関係コンサルタント業務					補償業務管理者	補償業務管理士	
501	土地調査				1	0	
502	土地評価	1	平成28年12月1日	7,210			
503	物件	1	平成28年12月1日	10,760			
504	機械工作物						
505	営業補償・特殊補償						
506	事業損失						
507	補償関連	2		1,001			
508	総合補償						
小 計				18,971			

【入札希望】

・希望しない=空白、事務所登録、コンサル登録有りで希望する=1、登録無しで希望する=2 を記入してください。
 ・ただし、「測量一般」「地区の調製」「航空測量」「建築一般」は、登録がないと希望することはできません。

【技術者数】

・県内業者と県外業者の記入方法が異なります。詳細は記入要領を参考にしてください。
 ・技術者数は**会社全体の**在籍人数を記入してください。

(4) 様式 第3-2号

様式 第3-2号

(測量・コンサル用)

入札希望等一覧表(和歌山県外業者)

記載例

商号又は名称 関西和歌山土木コンサルタント(株)

入札参加希望、登録年月日、直前1年間の実績額、技術職員数の状況

業務区分		入札希望	登録年月日	業種・部門ごとの直前1年間の実績額(消費税込)(千円)	技術者数(人)
コード	業種・部門区分				
1 測量業務					測量士
103	航空測量 *	1	平成26年7月1日	2,100	15
2 建築関係建設コンサルタント業務					1級建築士
201	建築一般 *	1	平成26年10月1日	80,532	25
202	意匠				
203	構造	1	平成26年10月1日	3,263	
207	建築積算				
208	調査				
小 計				83,795	
3 土木関係建設コンサルタント業務					技術士
301	河川、砂防及び海岸・海洋	1	平成26年9月1日	34,600	6
302	港湾及び空港				
303	電力土木				
304	道路	1	平成26年9月1日	51,220	
305	鉄道				
306	上水道及び工業用水道				
307	下水道				
308	農業土木				
309	森林土木				
310	水産土木				
311	造園	1	平成27年9月1日	5,000	
312	都市計画及び地方計画	2		0	
313	地質	1	平成27年9月1日	10,220	
314	土質及び基礎				
315	鋼構造及びコンクリート				
316	トンネル	2		1,260	
317	施工計画、施工設備及び積算				
318	建設環境				
319	建設機械				
320	電気電子				
321	廃棄物				
小 計				102,300	
5 補償関係コンサルタント業務					補償業務管理士
501	土地調査				8
502	土地評価	1	平成26年12月1日	7,210	
503	物件	1	平成26年12月1日	10,760	
504	機械工作物				
505	営業補償・特殊補償				
506	事業損失				
507	補償関連	2		1,001	
508	総合補償				
小 計				18,971	

【入札希望】

・希望しない=空白、事務所登録、コンサル登録有りて希望する=1、登録無しで希望する=2 を記入してください。
 ・ただし、「航空測量」「建築一般」は、登録がないと希望することはできません。

【技術者数】

・県内業者と県外業者とは記入方法が異なります。詳細は記入要領を参考にしてください。
 ・技術者数は**会社全体の在籍人数**を記入してください。

(5) 様式 第4号

【様式 第4-2号】(測量・コンサル用)

技術資格者一覧表(和歌山県外業者)

商号又は名称 関西和歌山土木コンサルタント(株)

記入例

資格証を省略する者に「添付省略」と記載してください。

業務区分	技術者氏名	資格名称	番号	備考
測量業務	紀ノ川 太郎	測量士	1-①	
	岩出 花子	測量士	2-③	
建築関係建設コンサルタント業務	龍神 次郎	1級建築士	1-②	添付省略
	南部 梅子	1級建築士	3-⑤	添付省略
	新宮 十郎	1級建築士	4-⑧	添付省略
土木関係建設コンサルタント業務	紀ノ川 太郎	技術士【総合技術監理部門(応用理学-地質)】	1-①	
	龍神 次郎	技術士【建設部門(道路)】	1-②	
	田辺 三郎	技術士【建設部門(都市及び地方計画)】	3-④	
	九度山 四郎	技術士【総合技術監理(建設-道路)】	3-⑥	
	海南 五郎	技術士【応用理学部門(地質)】	4-⑦	
補償関係コンサルタント業務	龍神 次郎	補償業務管理士(物件)	1-②	
	岩出 花子	補償業務管理者(物件)	2-③	
	南部 梅子	補償業務管理者(土地評価)	3-⑤	

【解説】 → 設計等業務報告書及び各現況報告書で確認できるものは資格証の添付を省略
[今回の例では建築コンサルについて添付書類を省略(様式第1号参照)]

- ①紀ノ川 太郎
・「測量士」、「技術士【総合技術監理部門(応用理学及び地質)】」を記載する。 ・「測量士補」は記載しない。
- ②龍神 次郎
・「2級建築士」、「認定技術管理者(河川、砂防、海岸・海洋)」は記載しない。
- ③岩出 花子
・「測量士」、「補償業務管理者(物件)」は記載する。 ・「RCCM(道路)」は記載しない。
- ④田辺 三郎
・「技術士【建設部門(都市及び都市計画)】」は記載する。 ・「測量士補」、「RCCM(トンネル)」は記載しない。
- ⑤南部 梅子
・「1級建築士」、「補償業務管理者(土地評価)」は記載する。 ・「補償業務管理士(物件)」は記載しない。
- ⑥九度山 四郎
・「技術士【総合技術監理部門(建設-道路)】」と「技術士【建設部門(道路)】」はどちらか1つを記載する。
・「2級建築士」、「地質調査技士」は記載しない。
- ⑦海南 五郎
・「技術士【応用理学部門(地質)】」は記載する。 ・「2級建築士」、RCCM(道路)は記載しない。
- ⑧新宮 十郎
・「1級建築士」は記載する。

常勤性確認書類
(ページ数)
-(技術者番号)
※注2、3参照

【注意事項】

注1)上記は記載例なので、実際の記入にあたっては、測量業務では10名の測量士、建築関係コンサルタント業務では20名の1級建築士、土木関係建設コンサルタント業務では5名の技術士、補償関係コンサルタント業務では5名の補償業務管理者及び補償業務管理士を記載してください。(必要人数以上の記載をする必要はありません。)

注2)常勤確認書類には該当する資格者の余白部分に、当該「番号」を記載してください。

注3)資格者証は「番号」を記載し、資格名称欄に記載した順に並べて提出して下さい。

(6) 様式 第5号

様式 第5号

(測量・コンサル用)

記載例

代表者・役員等調書

商号又は名称 関西和歌山土木コンサルタント(株)

フリガナ 氏 名	生 年 月 日	性別	役 名
ワカヤマ タロウ 和歌山 太郎	昭和40年1月1日	男性	代表取締役
ワカヤマ ジロウ 和歌山 次郎	昭和41年2月2日	男性	顧問又は相談役も記載対象となります。
ワカヤマ ハジメ 和歌山 一	昭和20年3月3日	男性	顧問
クマノ ハナコ 熊野 花子	昭和40年4月4日	女性	保有株式 30/600
キイ イチロウ 紀伊 一郎	昭和33年3月3日	男性	契約営業所代表者
法人の場合			総株主の議決権の5%を超える株主又は出資総額の5%を超える出資者(いずれも個人のみ)が記載対象となります。
個人の場合			
ウタヤマ カズロウ 歌山 和郎	昭和44年4月4日	男性	代表者

(7) 様式 第6号

様式 第6号

(測量・コンサル用)

受付番号

(行政庁記入欄)

記載例

資本・人的関係のある関連業者届出調書 (**新規**・変更)

※新規・変更のどちらかに○を付けて提出してください

令和 7 年 1 月 7 日

和歌山県知事様
(県土整備部 技術調査課)

(申請者)

所在地 東京都千代田区霞が関5-9-9

商号又は名称 関西和歌山土木コンサルタント(株)

代表者名 代表取締役 和歌山 太郎

条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格を有する者(申請中の者も含む)との資本関係又は人的関係については、下記のとおりです。

記

1 資本関係がある他の入札参加資格(申請)者

(1) 親会社等の関係にある他の入札参加資格(申請)者【法人または個人事業主】

商号又は名称	所在地	備考
(株)○○	○○県□□市△△	

(2) 子会社等の関係にある他の入札参加資格(申請)者【法人】

商号又は名称	所在地	備考
(株)□□	○○県××市◇◇	

(3) 親会社等が同じ子会社同士の関係にある他の入札参加資格(申請)者【法人】

商号又は名称	所在地	備考

2 人的関係がある他の入札参加資格(申請)者【法人または個人事業主】

商号又は名称	所在地	備考
(有)和歌山	和歌山県和歌山市湊通丁北1-2-1	取締役兼任

(記載要領)

- ① 資本関係又は人的関係がある他の入札参加資格(申請)者の有無に関わらず提出が必要です。
- ② すべて該当が無い場合は余白部分に、いずれかの項目が該当なしの場合はその項目に「該当なし」と記載してください。
- ③ 親会社等だけでなく、記載に関わる全当事会社の提出が必要です。
- ④ 人的関係がある場合、備考欄に関係の内容を具体的に記載してください。
- ⑤ 複数の法人又は個人により構成される組合等については、申請時点の当該組合等に係る組合員名簿を添付してください。
- ⑥ 届け出た資本関係又は人的関係の内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記載のうえ、速やかに提出してください。

なお、資本関係又は人的関係が解消された場合は、「備考」欄に「○年○月解消」と記載して提出してください。

(8) 受付票

受付票(申請者控)

【測量・コンサル】 令和7・8年度

受付番号	測一
商号又は名称	
<p><input type="checkbox"/> 申請のあった令和7・8年度入札参加資格審査申請を確かに受領しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請のあった令和7・8年度入札参加資格審査申請については、申請書類に不備がありました。 つきましては、月 日までに技術調査課までに、郵送または電子メールで提出してください。 なお、所定の期日内に補正していただけない場合は、入札参加資格の認定ができないことがありますので、ご注意ください。</p> <p>和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課建設業班 TEL. 073-441-3064(直通)</p>	
不足書類	受付印
<p>【申請書類等】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 様式1 申請書<input type="checkbox"/> 様式2 契約営業所情報一覧表 ※本店契約の場合不要<input type="checkbox"/> 様式3 入札希望等一覧表<input type="checkbox"/> 様式4 技術資格者一覧表<input type="checkbox"/> 様式5 代表者・役員等調書<input type="checkbox"/> 様式6 資本・人的関係のある関連業者届出調書<input type="checkbox"/> 受付票<input type="checkbox"/> 参考資料 所属技術者数調べ <p>【写し】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税の納税証明書 ※審査基準日において証明日が3か月以内のもの<input type="checkbox"/> 和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書 ※県内に営業所を有する場合のみ必要<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 ※ 法人の場合<input type="checkbox"/> 営業に関し法律上必要な登録証明書<input type="checkbox"/> 現況報告書副本 ※ 国交省に建設/地質調査/補償コンサルタント登録している場合<input type="checkbox"/> 測量業者登録申請書及び別表 ※ 県外業者かつ航空測量希望者の場合<input type="checkbox"/> 技術資格者の常勤性確認書(県外業者のみ)<input type="checkbox"/> 技術資格者の資格証(県外業者のみ) <p>【写真】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 主たる営業所 →<input type="checkbox"/> 外観…看板が確認できるもの →<input type="checkbox"/> 内部…机、椅子及び帳簿が確認できるもの <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 直近1年事業年度における財務諸表(損益計算書及び貸借対照表)<input type="checkbox"/> 契約に係る委任状 ※契約等を営業所に委任する場合 ※押印不要<input type="checkbox"/> 申請に係る委任状 ※代理申請の場合 ※押印不要<input type="checkbox"/> 返信用封筒(切手貼付)	

* 太枠の箇所のみ記載してください

(9) 参考資料 所属技術者数調べ

(参考資料)

所属技術者数調べ

記載例

商号又は名称 関西和歌山土木コンサルタント(株)

土木関係建設コンサルタント業務【県内業者】

国への登録部門	河川砂防	港湾空港	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造物	トンネル	施工計画	建設環境	建設機械	電気電子	廃棄物	
建設コンサルタント規程に基づく部門の登録の有無(登録がある部門に○)	○	○		○		○																
①当該部門の技術士数(人)	2	3		1		2		1				2			2							
②当該部門の技術管理者数(人) ※①に計上した技術士と重複する者を除く	1			0		0																
③当該部門のRCCM数(人) ※①に計上した技術士、②に計上した技術管理者と重複する者を除く	2			1		2																
①+②+③(人)	5	3	0	2	0	4	0	1	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0

土木関係建設コンサルタント業務【県外業者】

国への登録部門	河川砂防	港湾空港	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造物	トンネル	施工計画	建設環境	建設機械	電気電子	廃棄物	
建設コンサルタント規程に基づく部門の登録の有無(登録がある部門に○)	○			○								○			○							
①当該部門の技術士数(人) ※他の部門の技術管理者となっている技術士は除く	25	10		35								10			11							

補償関係コンサルタント業務【県内業者・県外業者】

国への登録部門	土地調査	土地評価	物件	機械工作	営業補償	事業損失	補償関連	総合補償
①補償コンサルタント規程に基づく登録の有無(登録がある部門に○)								
②当該部門の補償業務管理士数(人) ※補償業務管理者になっている者を除く								

1 3 和歌山県内の支店、営業所等の登録申請書

(別紙様式 1)

記 載 例

支店、営業所等（新規・~~変更~~）登録申請書

令和 7年 1月 7日

和歌山県知事 様

申請者 本社（店）の所在地 **東京都千代田区霞が関 5-9-9 和歌山ビル**
商号又は名称 **関西和歌山土木コンサルタント株式会社**
代表者の役職、氏名 **代表取締役 和歌山 太郎**

和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」の認定基準に定めるところにより、必要書類を添付の上、下記により和歌山県内に有する支店、営業所等の（新規・~~変更~~）登録を申請します。

記

- 1 支店、営業所等の所在地 **和歌山県和歌山市小松原通 1-1 県庁ビル 2F**
- 2 支店、営業所等の責任者 **和歌山営業所長 紀州 次郎**
- 3 添付書類

【添付書類】

- ① 県民税及び事業税に係る納税証明書
- ② 支店、営業所等に勤務している常時雇用職員の雇用保険の保険証、有効な健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書の写し
- ③ 看板等営業所等が実在することのわかる写真（事務所全景、看板、事務用品等の事務所内風景を写したもの）

1 4 誓約書（和歌山県内の支店、営業所等の登録申請に係るもの）

（別紙様式 2）

記 載 例

誓 約 書

令和 7 年 1 月 7 日

和歌山県知事 様

申請者 本社（店）の所在地 **東京都千代田区霞が関 5-9-9 和歌山ビル**
商号又は名称 **関西和歌山土木コンサルタント株式会社**
代表者の役職、氏名 **代表取締役 和歌山 太郎**

下記の者は、和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」の認定基準に定める支店、営業所等に常勤していることを誓約いたします。

この誓約に反した場合は、支店、営業所等の認定を取り消されても異議ありません。

記

1 常勤している者の職氏名 **所長 紀州 次郎**

2 支店、営業所等の名称及び所在地 **和歌山営業所**

和歌山県和歌山市小松原通 1-1 県庁ビル 2 F

※ 常勤している者が複数いる場合、代表する者 1 名を記入すること。

※ 「常勤」とは、原則として、休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいう。